

# 2021年前期セメスタ開始時の対面授業制限レベルについて

## 【2021年4月1日からの対面授業制限レベル】

東京都・千葉県に所在するキャンパス: レベル2  
和歌山県に所在するキャンパス: レベル1

	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
開講時限	1~5時限	1~5時限	2~5時限	2~5時限	3~5時限	登校自粛とし例外的なものを除き 対面授業は行わない
登校回数/週	制限なし	3回まで	3回まで	2回まで	2回まで	
教室定員に占める学生数上限	制限なし	概ね2/3	概ね1/2	概ね1/2	概ね1/2	
学内での昼食	可	可	可	可	不可	
密接を伴う演習	可	可	可	一部可 (指定規則上やむを得ない場合)	不可	

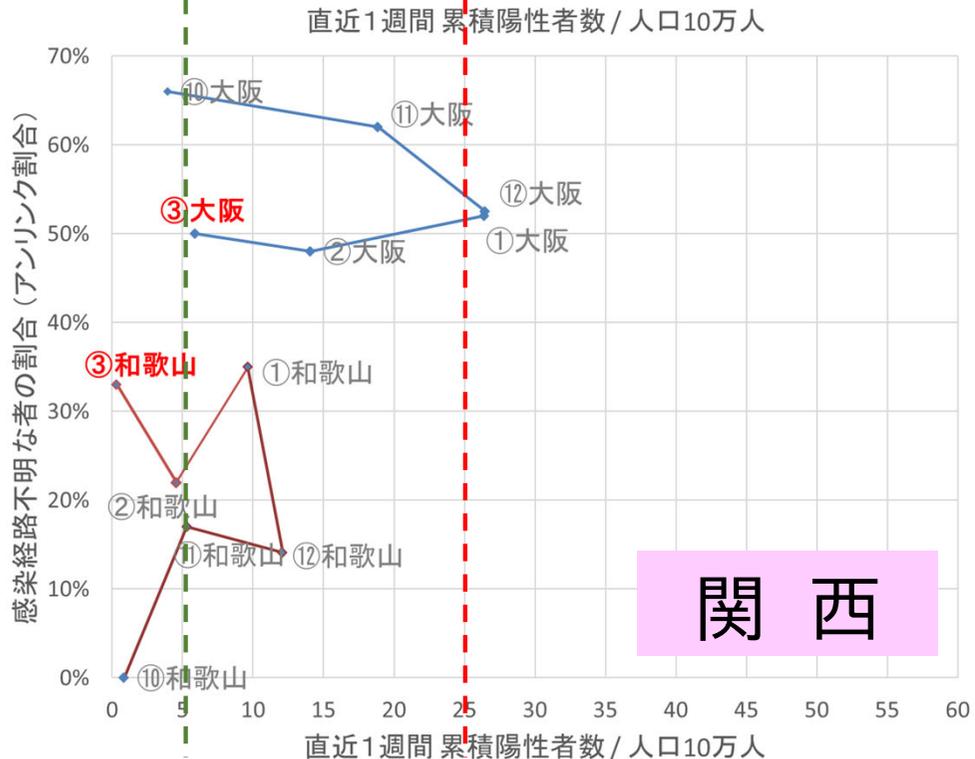
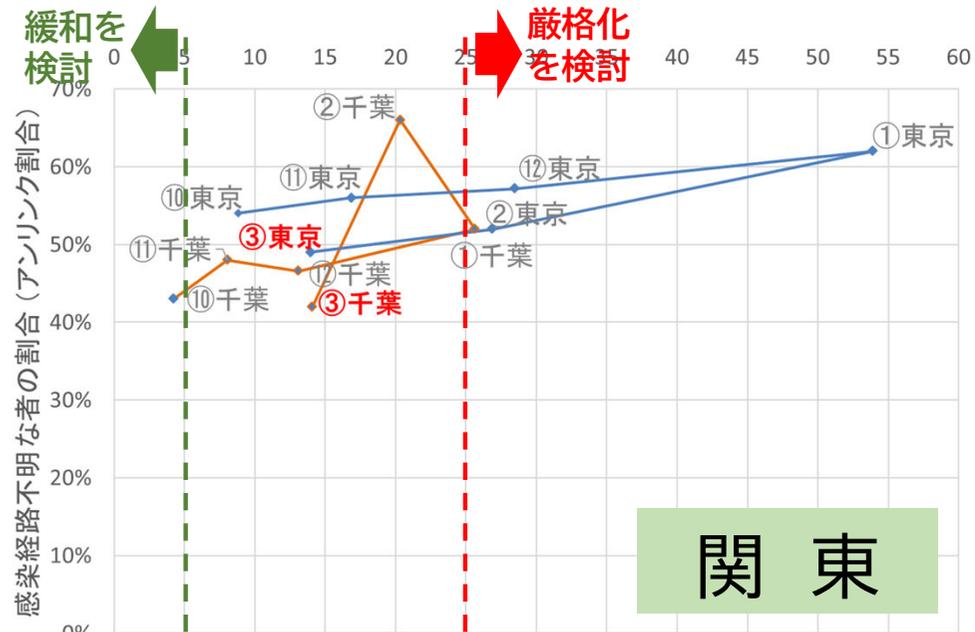
和歌山 東京・千葉

## 【本学における対面授業制限レベル設定の基本方針】

各都県における「①人口10万人あたりの新規陽性者数」及び「②感染経路不明割合(アンリンク割合)」を基本的な指標として、1都2県における感染状況を、① $\leq 5$ の場合は段階的に緩和し、① $\geq 25$ の場合は段階的に厳格化することを原則として、②も総合的に勘案して検討しています。

## 【2021年4月1日からの対面授業制限レベルの判断理由】

東京都・千葉県には、3月21日まで緊急事態宣言が発出されています。現時点の①と②は昨年年10月頃の状況に近いため、同時に相当する段階に戻すべく、**緊急事態宣言の解除を前提に「レベル2」とします。**なお、和歌山県では① $\leq 5$ を満し②も低い水準にあることから、一段階緩和し「レベル1」とします。緊急事態宣言解除後に①と②の変化が見込まれるので、引き続き注視して参ります。



第11、16、19、21回新型コロナウイルス感染症対策分科会(10/15,11/20,12/23,1/8)及び第12、14回基本的対処方針等諮問委員会(2/12, 3/5)の資料をもとに本学対策本部で作成。⑩~⑬はそれぞれの会議開催月を示す。